

## 在朝鮮「慰安婦」被害者の実態

西野瑠美子

2002 年 9 月、日朝両首脳による「平壤宣言」が発表された。平壤宣言は日本の 95 年の「村山談話」※1 と、98 年の「日韓共同宣言」※2 を踏まえて、「植民地支配によって朝鮮の人々に多大な損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明し、「慰安婦」問題については韓国との日韓条約を意識した「経済協力方式」(無償資金協力、低金利の長期借款供与)で合意。「痛切な反省とお詫び」は、その事実認定を前提にしている。

「経済協力方式」の合意後に「個人に対する補償」が問題になる。2 月 6 日、北京で開かれた第 13 回日朝国交正常化交渉において、北朝鮮の宋日昊大使は「一括妥結経済協力方式」だけでは不十分との見解を表明。河野談話は朝鮮人「慰安婦」への強制性を認めているが、北朝鮮在住の女性の聞き取りはされておらず、在北朝鮮被害者は国民基金の対象からも外されてきた。今や、「慰安婦」問題は「韓国人『慰安婦』問題」にすり替えられ、アジア各地の被害者への関心の疎外化が顕著となっているが、とりわけ北朝鮮に関しては意図的な沈黙が感じられる。

現在、北朝鮮の被害女性も高齢化し、名乗り出た多くの女性は解決を見ることなく亡くなられた。現在、公的に証言できるのは僅かである。

### 1、共和国の被害者たち 被害調査報告(1993 年発表)

調査団体:朝鮮 日本軍「慰安婦」・強制連行被害者補償対策委員会 2000 年改称  
前身「日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会」1992 年 5 月 24 日発足  
その後、「従軍『慰安婦』・強制連行被害者補償対策委員会」

[当時名乗り出た被害者 131 名の統計]

#### ■ 連行・徴集時の年齢

12 歳～15 歳:18 名 16 歳～19 歳:63 名 20 歳～24 歳:30 名 25 歳～29 歳:6 名  
30 歳以上:2 名 ※他の 12 名は確認できず。

#### ■ 連行・徴集方法

1、居住地又は旅行中に拉致 67 名 2、「良い働き口を斡旋する」などの就業詐欺 44 名  
3、借金のかたに民間の業者に売られた 4、「挺身隊」の名目で募集

#### ■ 連行年

1929 年～1940 年 43 名 1941 年～1945 年 73 名 ※他の 15 名は確認できず。

#### ■ 連行先

咸鏡北道慶興郡青鶴里、咸鏡南道豊山郡杷撥里、慶尚南道昌原、全羅南道木浦、ハルビン、上海、天津、南京、牡丹江、奉天(瀋陽)、老黒山周辺、小興安嶺山脈周辺、錦州城、虎林、チチハル、石家荘、フィリピン、インドネシア、シンガポール、台湾、ボルネオ、ビルマ、日本など。

#### ■ 解放

・慰安所から逃亡:24 名 ・捕虜:19 名 ・日本軍に見捨てられたが生き残った:48 名  
・戦争の混乱の中で生き残った:27 名 ・日本兵と一緒に逃亡:1 名 ・家族が経営者に賄賂を支払って救出:1 名

1992 年 5 月、北朝鮮は被害調査委員会(日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会)を発足し、調

査活動を精力的に始めた。その結果、一年後には**131名**の「慰安婦」被害者が申し、**34名**が公開証言に踏み切った。その後、2000年に東京で開かれた女性国際戦犯法廷にも共和国の被害者が二名、「法廷」に参加したが、この頃には申告者は**218名**となり、**43名**が公開証言を行うようになっていた。この数年、被害者は次々に亡くなり、今では公開証言が可能な女性は十数名となっている。

## 2、被害事例

- 金英淑/抵抗した時にタバコの火を押し付けられた火傷の跡は、今も残っている。  
1940年、日本人の巡査に「お金を稼ぎにいこう」と騙され、瀋陽にある日本軍の憲兵隊の慰安所に連れて行かれた。まだ13歳の子どもの身体が未成熟だったため、日本兵は金さんの性器を刀で切り裂いて強かんした。
- 李桂月/抵抗した時に切りつけられた傷跡。1937年、15歳の時に「いい仕事を斡旋する」と騙されてハルピン近くの日本軍の慰安所に連れて行かれた。抵抗した時にタバコの火を押し付けられた跡は、今も残っている。
- 郭金女/強いトラウマを抱えて生きている。1939年、「食料工場で働くことになった」と言われ、牡丹江にある日本軍の慰安所に連れて行かれた。逃亡しようとした「慰安婦」は死体のある地下室に閉じ込められたという。
- 李寿段/1940年、19歳の時に「金も服もやる」と騙され、黒龍江省阿城の慰安所に連れて行かれた。2年後、石門子の慰安所に。日本軍の敗戦で解放されたが故郷に帰れず漢族の男性と結婚。夫の死後は道河鎮敬老院に入所。今も故郷に変えることはできない。
- 李相玉/1943年、17歳の時に区長に騙され平安南道順川近くの日本軍の慰安所に。慰安所はい堀で囲まれ、門には鍵がかかっていたが、1年後に見張りの目を盗み板堀をはがして脱走。祖国が解放され手も行くところがなく、「こんな体では・・・」と思うと結婚もできなかった。
- 李宗女/1943年、21歳の時にゴム工場で働くという区長の言葉に騙され仁川ゴム工場の隣にある長屋のような建物(慰安所)に入れられた。昼は兵営で掃除や洗濯をし、夜は軍人の相手を強いられた。その蔑みと暴行は言葉では言い表せないほどひどかった。
- 李福汝/17歳の頃、日本人男性に髪を掴まれトラックに乗せられ、中国ソ満国境のプチャゴルの日本軍の慰安所に。以来、8年間、「慰安婦」を強いられた。拒否した女性はひどい見せしめの拷問を受けた。

## 3、朴永心さんの調査事例 \*PP

1939年17歳の時に、「お金が稼げる仕事がある」と騙され、南金の慰安所に連れて行かれる。その後、ビルマのランオ、中国雲南省の拉孟の慰安所に。2004年に、本人が連行地の調査に同行。このケースは裏づけ資料が多数ある。 \*当時、ビルマで発行されていた米軍の新聞『ラウンドアップ』、捕虜尋問記録 /米軍撮影の写真、捕虜名簿(名前が明記)、戦記に実名とエピソード、目撃証言多数

## おわりに//自由権社会規約委員会最終所見

- 締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。
- i 戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が犯した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、有罪判決ができれば処罰すること。
  - ii 被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復。
  - iii 入手可能なすべての証拠の開示。
  - iv 教科書への十分な記述を含む、この問題に関する生徒・学生と一般市民の教育。
  - v 公での謝罪を表明することおよび締約国の責任の公的認知。
  - vi 被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難。